

オフィスねこの手サービス利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、社会保険労務士法人オフィスねこの手（以下「当社」といいます。）が提供する「オフィスねこの手サポートサービス」（以下「当サービス」といいます。）の利用に関する条件を、当サービスを利用する法人、団体、組合、個人事業主または個人のお客さま（以下「お客さま」といいます。）と当社の間で定めるものです。

第1条（本規約への同意）

1. お客さまは、本規約の定めに従って当サービスを利用しなければなりません。
2. お客さまは、当サービスを実際に利用することによって本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。
3. 未成年者が当サービスの利用を希望する場合には、法定代理人の同意が必要になります。
4. 当サポートにおいてガイドライン、個別利用規約等、本規約とは別に定め（以下「個別利用規約等」といいます。）がある場合、お客さまは、本規約のほか個別利用規約等の定めにも従って当サービスを利用しなければなりません。個別利用規約等において、本規約と異なる定めをした場合には、個別利用規約等の定めが本規約の定め優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と認めた場合に、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、当社は、当サービスの Web サイトへの掲示その他当社が適当と判断した方法により、あらかじめ変更後の本規約の内容および効力発生時期を通知します。ただし、法令上お客さまの同意が必要なる変更を行う場合は、当社が適当と判断した方法により同意を得るものとします。なお、お客さまが通知において指定された期日以後に当サービスを利用した場合には、法令上その効力を否定される場合を除き、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第3条（通知）

1. 当社は、当サービスに関連してお客さまに通知をする場合には、当サービスへの掲示または当サービスに登録されたお客さまの電子メールアドレス・住所に宛てて電子メール・文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。
2. 当サービスに登録されたお客様の電子メールアドレス宛にメールを配信した際に、メールが何らかの事情でエラーになった場合であっても通知をしたものとみなし、この場合、当該メールアドレスへのメールの配信を止めることができるものとします。なおメールが受信できなかったことおよび配信を停止することにより、お客さまに損害が生じたとしても当社は一切の責任を負いません。

第4条（当サービス）

1. 当サービスは、お客さまの労働関係諸法令業務に関する以下各号に定める通りです。
 - ① 相談サポート（月額定額制による労働保険・社会保険諸法令に基づく各種相談業務）
 - （ア）労働関係諸法令の解釈・運用に関するアドバイス
 - （イ）行政官庁の臨検調査の対応に関するアドバイス
 - （ウ）その他、メンタルヘルス・ハラスメント対応等の人事労務に関するアドバイス
 - （エ）法改正情報のご提供
 - ② 手続サポート（月額定額制による労働保険・社会保険諸法令に基づく事務代理・代行業務）
 - （ア）労働保険関係手続き（労働保険料申告書、労働保険・雇用保険事業所関係届、労災特別加入申請、労災給付関係請求、適用関係届、雇用継続給付関係申請等）
 - （イ）社会保険関係手続き（新規適用・健保組合編入届、適用関係届、給付関係申請、年金請求等）
 - （ウ）労働基準法関係手続き（36協定届、雇用契約書、労働条件通知書、辞令、その他社内人事書式等に関するアドバイス等）
 - （エ）安全衛生法関係手続き（産業医・安全管理者・衛生管理者選任届、定期健診結果報告書等）
 - （オ）労働者派遣法関係手続き（派遣事業許可申請・届出、定期報告書作成、変更届等）
 - （カ）その他関係法令に基づく届出・申請手続き
 - ③ 給与計算サポート（月額定額制による）
 - （ア）月次給与計算（勤怠・変動項目入力、銀行振込用データ・住民税振込データ作成、エクセルデータご提供、各種帳票作成等）
 - （イ）賞与計算（金額入力、銀行振込用データ作成、各種帳票作成）
 - （ウ）年末調整に関するコンサルティング
 - ④ 就業規則メンテナンスサポート（月額定額制による）
 - （ア）就業規則作成・変更、賃金規程作成・変更（就業規則を新規に作成する場合、初期費用別途必要）
 - （イ）その他人事労務関連諸規程の整備・改訂に関するアドバイス（※大規模改訂等のコンサルティング業務を要するものを除く）
 - （ウ）裁量労働制の導入に関するコンサルティング
 - （エ）労使協定等の締結に関するアドバイス
 - （オ）人事労務制度の運用および人事労務管理上の問題解決に関するアドバイス
 - （カ）モデル規程、参考判例等の関連資料のご提供
 - ⑤ 助成金コンサルティングサポート（月額定額制による）
 - （ア）助成金・奨励金申請手続き
 - （イ）助成金情報提供、助成金進捗管理、助成金問い合わせ代行
 - （ウ）助成金受給時には、成功報酬として一定の金額を請求させていただきます。
 - ⑥ 中小企業診断士による経営相談（月額定額制による）
2. 当社は、当サービスの利用に際して、本規約に従うことを条件として、お客さまに非独占的な利用権を付与します。当社はお客さまに対して当サービスに関する知的財産権その他の権利はお客さまに移転せず、当該利用権のみが付与されます。
3. お客さまは当サービスを、当サービスが予定している利用様態を超えて利用することはできません。当該利用は複製、翻訳、翻案、送信、転載、改変、販売、配布、再使用許諾、公衆送信（送信可能化を含みます。）貸与、譲渡、リースなど行為を含みます。
4. 当社は、お客さまが当サービスの利用に際して法令または本規約に違反し、あるいは違反するおそれがあると認めた場合、その他の業務上の必要がある場合、あらかじめお客さまに通知することなく、当サポートの利用を制限することができます。

第5条（資料の提示）

1. 当サービスの利用に際し、当社が業務処理に必要な書類、帳簿及びその他の資料は、お客さまの責任と必要負担において、お客さまが提示（提供）するものとします。但し、これらの資料の不備に起因して生じた委任業務の瑕疵については、お客さまの責任とします。

第6条（登録情報）

1. お客さまは、当サービスを利用する際、情報を登録する必要がある場合、真実、正確かつ完全な情報を提供するものとします（以下、情報を登録したお客さまのみを指す場合、「登録者」といいます。）
2. 登録者は、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録情報変更手続きを行うことにより、届け出るものとします。登録情報の変更がなされなかったことにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

第7条（プライバシーおよび秘密情報）

1. 当社はお客さまのプライバシーを尊重し、お客さまのプライバシー情報および個人情報を、「オフィスねこの手プライバシーポリシー」に従って適切に取り扱います。
2. オフィスねこの手の提携先企業や広告主企業のウェブサイト等は、オフィスねこの手とは別個のプライバシーポリシーを設けています。当社はこれらの規約および活動に対して、いかなる義務や責任も負っておりません。
3. 当社およびお客さまは、秘密情報（当サービスに関連して相手方から秘密に扱うことを指定して開示された情報）について善管注意義務をもって扱い、書面または電磁的方法による承諾なしに第三者に提供、開示または漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示等が求められる場合はこの限りではありません。

第8条（守秘義務）

1. 当社は、社会保険労務士法第21条（秘密を守る義務）、第27条の2（使用人等の秘密を守る義務）に基づき、業務上入手したお客さまに関する情報に関し、本契約終了後も第三者（家族、知人を含む）に漏洩しません。

第9条（個人情報の保護）

1. 当サービスの遂行に際してお客さま及び関係者の個人情報を取り扱う場合、当社は個人情報を機密として保持し、第三者に開示・遺漏し、又は当サービス以外の目的で利用することはできないものとします。また当社は個人情報の紛失・破壊・改竄等の防止に必要な以下の合理的措置を講ずるものとします。
 - ① 当社はお客さま及びその関係者の個人情報を入手するときはお客さまの指定する担当者を通して行うものとし、適当な人手に努めることとします。
 - ② 前項に規定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報は取り扱わないこととします。
 - ③ 当社はお客さま及びその関係者の個人情報の取扱いについて、第三者に漏らさないように事務所内管理者を定め、管理の徹底に努めます。
 - ④ 当社が保有する個人情報について、本人から当該本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、お客さまを通して一定の保有情報を開示します。
 - ⑤ 当社は受託した業務の第三者への再委託は行わないものとします。もし、その必要性が生じたときはお客様と協議の上決定します。この場合にもこの条項はその再委託先にも適用します。
 - ⑥ 個人情報保護法第22条におけるお客様が行う当社に対する必要かつ適切な監督を行うことがあります。

第10条（有料プラン）

1. お客さまは当サービスの中で利用料金、利用期間等の利用条件が別途定められた機能（以下「有料プラン」といいます。）を利用する場合、別途個別利用契約等に定められた利用条件に従うものとします。
2. 有料プランの契約期間は契約開始日より当初1年間、その後1年単位の自動更新であり、契約期間満了の1ヶ月前までに当社が別途定める書面または電磁的方法による継続停止手続きを行わない限り、さらに1年間自動的に延長されます。
3. 月途中からご利用いただく場合でも、月額固定費用は当月分全額をお支払いいただきます。
4. 利用の有無に関わらず、有料プランの契約期間中は当該利用料金をお支払いいただきます。
5. 当社は、当社の定める方法によって有料プランの申込みを受け、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の方法により利用を承認し、これをもって有料プランの契約が成立します。なお、当社は、有料プランの申込み後、利用資格の承認をするかまたはしたか否かに関わらず、当社単独の判断により、適宜利用資格の審査を行うことができるものとします。当該審査の結果、お客さまが以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みを承認せず、または遡及して取り消し、利用資格を与えないことがあります。当社は、審査内容について、お客さまに開示しない場合があります。お客さまは、開示の有無を含め、当社の判断に対して、異議を申し出ることとはできないものとします。
 - ① お客さまが存在しない場合
 - ② お客さまが連絡先を有していない場合
 - ③ 有料プランの申込みをした時点で、本規約の違反等により利用停止措置を受けており、または過去に本規約の違反等で当社からの解約処分を受けたことがある場合
 - ④ 有料プランの申込みの登録事項において、虚偽の記載があった場合
 - ⑤ 有料プランの申込みをした時点で当サービスを含む当社の提供サービスの利用料金の支払を怠っている、または過去に支払を怠ったことがある場合
 - ⑥ お客さまが、本規約上の義務を果たせないおそれがある場合
 - ⑦ お客さまが、本規約に定める禁止事項に該当する行為を行ったことがある場合または行うおそれがある場合
 - ⑧ お客さまが、未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの手続きが成年後見人によって行われておらず、または申込みの際に法定代理人の同意を得ていなかった場合
 - ⑨ お客さまが、暴力団、反政府組織、その他社会通念上反社会的組織であるかその構成員、および関係者である場合
 - ⑩ その他、当社の業務の遂行上または技術上支障があると、当社が判断した場合
6. 前項に定める有料プラン申込み受付、審査の手続は、当社の再委託先が実施することがあります。

第11条（有料プランにおける当サービスの解約等）

7. お客さまが有料プランを利用している場合、理由のいかんを問わず、以下のいずれかの場合も料金の減免はなされず、有料プランの契約期間満了までの料金をお支払いいただきます。
 - ① 有料プランの契約が成立した後に利用資格停止措置がなされた場合
 - ② 利用停止措置等がなされた場合
 - ③ 民法その他の法令または第12条第1項ないし第2項に基づき、当社がお客さまとの間の契約を解除した場合
 - ④ 有料プランの終了またはお客さまが当サービスを解約した場合

- ⑤ その他、本規約に基づき、お客さまに対する当サービスの提供が停止ないし中断された場合

第12条（当社による契約解除）

1. お客さまが、以下の各号の一つに該当する場合、当社は、お客さまに対して事前に通知することなく、お客さまに対する本サービスおよび提携するサービスの全部または一部の停止、または、お客さまとの間の契約を解除することができます。
 - ① 本規約の条項に違反したとき
 - ② 当社が要求するお客さまの資料や証拠書類が提供されなかったとき及びお客様の提供した資料や証拠書類に虚偽があったとき
 - ③ 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分または滞納処分の申し立てを受けたとき
 - ⑤ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
 - ⑥ 前三号の他、お客さまの信用状態に重大な変化が生じたとき
 - ⑦ 解散または営業停止となったとき
 - ⑧ 営業方法等について行政当局による注意または勧告、もしくは行政処分を受けたとき
 - ⑨ お客さまが当社のコンピュータに保存されているデータを当社に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、またはそのおそれがあると当社が判断したとき
 - ⑩ お客さまの当サポート利用態様が公序良俗に反しまたはお客様にふさわしくないと当社が判断したとき
 - ⑪ 自らまたは第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行ったとき
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (オ) その他、上記のいずれかに準ずる行為
2. 当社は、前項各号にかかわらず、サービス利用の継続が困難と認めたときは、本規約に基づくお客さまとの間の契約を解除することができます。
3. お客さまが有料プランを利用している場合、前二項の規定に基づき当社がお客さまとの間の契約を解除したときには、理由の如何を問わず、有料プランの契約期間満了までの料金をお支払いいただきます。

第13条（サポートの変更・追加・廃止）

1. 前条に定めるほか、当社は、理由の如何を問わず、お客さまに事前に通知することなく、当サービスの内容および提携するサービスの内容を変更、追加、一時停止することができますものとし、
2. 当社は、お客さまに通知の上、当サービスおよび提携するサービスの全部または一部を中止または廃止することができるものとし、ただし、当サービスの全部または一部を中止または廃止する緊急の必要性がある場合は、事前の通知を行うことなく、中止または廃止をすることができるものとし、

第14条（契約終了時の取扱い）

1. 登録者による当サービスの解約、当社による契約解除、当サービスの廃止等その終了原因を問わず、お客さまと当社との間の当サービス利用契約が終了した場合、お客さまは、当社で利用していたお客さまのアカウントに関する一切の権利、特典を失うものとし、これによりお客さまに損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第15条（知的財産権）

1. 当サービスに関する知的財産権は当社に帰属し、本利用契約によってお客さまに権利が移転することなく、お客さまには利用権のみが付与されます。
2. お客さまは、当社の承諾を得なければ、当サービスにより作成された成果物（最終成果物だけでなく中間で作成された一切のものを含みます）を変更し、または第三者に譲渡してはならないものとし、
3. 無体財産権（著作権法第21条から第28条に定める権利のうち、第22条を除きます）の権利は当社に帰属します。

第16条（権利義務の譲渡禁止）

1. お客さまは、当社による事前の承諾なしに、本規約に基づく一切の権利または義務について、第三者への譲渡、承継、質入その他一切の処分をしてはならないものとし、

第17条（禁止行為）

1. お客さまは、当サービスの利用に当たり、以下の行為を行ってはならないものとし、
 - ① 他人の著作権を侵害する行為
 - ② 他人のプライバシーを侵害する行為
 - ③ 他人の名誉・信用等を侵害する行為
 - ④ 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく行為
 - ⑤ 事実に反する情報を提供する行為（他人に成りすます行為も当然含みます。）
 - ⑥ 当サポートの運営を妨げたり、信用を傷つけたりする行為
 - ⑦ 当社がお客様またはお客様のサポートに推奨を与えるまたは後援していると、当社に無断で示唆する行為（一括送信時の問い合わせ先を当社にする行為等を含みます。）
 - ⑧ 当社または第三者に対する迷惑行為（同意のない相手方または同意する可能性が低い相手に対する大量の一括送信行為等も当然含みます。）
 - ⑨ 当サポートの管理するサーバーに対して、コンピュータウィルスなどの有害なプログラムを配信する行為
 - ⑩ IDやパスワードを不正に使用する行為
 - ⑪ 当社に虚偽の申告をする行為
 - ⑫ その他、法令に違反する行為または法令に違反するおそれのある行為
 - ⑬ その他、当社が不適切であると判断する行為
 2. お客さまにより、前項各号に該当する行為がなされた場合、当社は、当該お客さまに対して、当サポートの利用の停止その他当社が適切と判断する措置（以下、「利用停止措置等」といいます。）をとることができるものとし、
- なお、利用停止措置等は、当社の判断に基づき行うことができるものとし、当社は、利用停止措置等を行った理由について、開示する義務を負いません。また、利用停止措置等に起因して生じた損害について、当社は、一切の責任を負いません。

第 18 条（免責）

1. お客さまは、お客さまご自身の責任において当サービスをご利用いただくものとし、当サービスにおいて行った一切の行為およびその結果について一切の責任を負うものとし、お客さまが当サービスを利用することにより当社が損害を負った場合は、お客さまは当該損害（合理的な金額の弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
2. お客さまは当サービスを利用して、他のお客さまとの合意事項を証拠として残そうとする場合、相手方のお客さまが該当の合意をする権限を保有していることを事前に確認しなければなりません。当社は権限を保有していることを確認および立証しやすくする機能を提供することはありますが、権限の存在そのものを保証するわけではありません。
3. 当社は、お客さまに事前に通知をすることなく、当サービスの仕様等を変更することが出来るものとします。
4. 当社は、当サービスの変更、中止または終了によってお客さまに損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。
5. 当社は、当サービスの変更、提供中止、停止、故障等により、損害が生じたとしても、これについて一切の責任を負わないものとします。
6. お客さまは、当サービスにおいて、下記の事情により一定期間、利用が停止される場合があることをあらかじめ承諾し、当サービスの停止による損害の補償等を当社に請求しないこととします。
 - ① 当サービスが提携するサポートのサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修等のための停止
 - ② コンピュータ、通信回線等の事故による停止
 - ③ その他、やむを得ない事情による停止
7. 当サービスを通じて、お客さまが提供する情報については、すべてお客さまの責任のもとで発信されるものとし、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、当社は一切の責任を負いません。また、当サービス（当社ホームページ等）からリンクされているサイトの情報についての責任、あるいはその内容から発生するあらゆる問題について当社は一切の責任を負いません。
8. 当社は、当サービスを通じてお客さまが得る情報については、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、一切の保証をいたしません。また、それによるお客さまの損害についても一切の損害賠償責任を負いません。
9. 当社が提供するサービスまたは当サービスが提携するサービスにおいてお客さまに生じた損害、お客さま同士のトラブル、その他の事項に対して、当社はいかなる責任を負わず、補償を行いません。
10. 本規約に定める免責条項が適用されない等の理由により、当社がお客さままたは第三者に対して責任を負うべき場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、それらの責任に基づく損害賠償額は、その件数を問わず、いかなる場合でもお客さまが当サポートを利用するにあたって当社に支払った料金を上限額とすることを、当社およびお客さまはあらかじめ合意します。

第 19 条（損害賠償）

1. 当社は、当サービスの提供にあたり、自らの故意または重過失によりお客さまに損害を与えたとき、お客さまに対してその損害を賠償するものとします。当社が責任を負う賠償額は、当該損害の発生した契約に関して、損害の事由が発生した時点から遡って過去 1 年間に現実に受領した当サービス料金の総額を上限とします。但し、不法行為、債務不履行、その他請求原因の如何を問わず、当社は、あらゆる間接損害、及び、予見の有無に関わらず特別な事情から生じた損害については、損害の責任を免れるものとします。
2. お客さまは、当サービスの利用により、あるいは、本利用規約等に違反したことなどを原因として、第三者との間で紛争等が生じた場合、当社の故意または重過失による場合を除き、お客さまの責任と費用負担において当該紛争を速やかに解決するものとします。お客さまはお客さまの費用と責任の下で当社を保護し、万一当社が第三者に対し損害賠償義務を負いまたはかかる請求もしくは要求に対応する費用（弁護士費用等を含む）を負担した場合、その損害額及び費用を当社に補償するものとします。当社は、当該第三者に現実に損害額を支払う前でも、当該損害額にかかる補償義務の履行をお客さまに請求できるものとします。

第 20 条（暴力団等の反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、当サービスの利用に際して、自身が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に所属または該当せず、かつ、暴力団等反社会的勢力と関与していないことを表明し、将来にわたっても所属もしくは該当、または関与しないことを確認するものとします。
2. 当社は、お客さまが暴力団等反社会的勢力に所属もしくは該当する、または関与していると判断した場合、事前に通知等を行うことなく、利用サポートの使用停止の措置、解約を講じることがあります。
3. 当社は本条に基づくお客さまの違反による使用停止ならびに解約によって生じた損害について一切の義務および責任を負わないものとします。

第 21 条（協議解決）

1. 本規約に規定の無い事項及び契約内容変更並びに解釈に疑義が生じた場合については、社会保険労務士法の定めによる他、その都度、甲乙協議して解決するものとする。

第 22 条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、神戸地方裁判所または加古川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（存続規定）

1. 第 8 条（守秘義務）、第 9 条（個人情報の保護）、第 19 条（損害賠償）、第 22 条（準拠法、管轄裁判所）については、本契約終了の理由を問わず、本契約終了後も有効に存在します。

附則

2020 年 8 月 1 日 制定・施行